

## 輸入品の部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

(部分払)

第 1 条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分に対して代価の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払回数)

第 2 条 部分払の支払回数は 回以内とする。

(部分払金額)

第 3 条 甲が部分払として乙に支払う金額は、この契約における契約金額の内訳表の品目別内訳に掲げる金額を基礎として計算した既納部分に相当する金額の  $\frac{9}{10}$  以内の金額とする。

2 部分払については、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第 4 条 部分払の請求及び支払については、一般契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(差額の支払及び過払金の返納)

第 5 条 代金の確定に関する特約の付されている契約にあっては、代金の確定に際し甲が既に乙に支払った部分払の金額が品目別内訳(代金の確定に伴って契約金額を変更する措置がとられるときは、変更後の品目別内訳)に基づいて算定した当該既納部分に相当する金額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとし、また、当該金額を超えるときは、その差額を甲の指定した期限までに甲に返納させるものとする。

2 差額の請求及び支払については、一般契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を、また乙が期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、一般契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。